

訪問介護サービスセンター アテンドハウス・ウエスト

重要事項説明書

(令和7年6月1日施行)

あなたが利用する訪問介護サービスについて、説明いたします。

1 事業所の概要

(1) 事業所名および事業所番号

事業所名	社会福祉法人 北養会 訪問介護サービスセンター アテンドハウス・ウエスト
所在地・連絡先	(住所) 茨城県水戸市東原3-2-12 (電話) 029-303-2005
事業所番号	0870104635
管理者の氏名	薄井 智美
サービス提供責任者	小澤 弘子 後藤 幸太郎

(2) 事業所の目的と運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護事業は、要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。・第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持または向上を目指します。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・個人情報およびプライバシーの保護に配慮したサービスの提供に努めます。・利用者本位のサービス提供に努め、生きがいをもった在宅生活の継続が可能となるよう努めます。・利用者の方の自立を支援するサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

指定訪問介護サービスおよび指定介護予防訪問介護サービスを、下記職員で行います。
訪問介護スタッフについては他の業務と兼務することがあります。

従業員の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1 (兼務)		従業員および業務の 一括管理
サービス提供責任者	1 以上	1	1	サービス申込みの調整、訪問介護計画の作成と説明、訪問介護員の技術指導、訪問介護員のサービス内容の管理、サービス提供状況の管理
訪問介護員	1 以上		1 以上	サービスの提供
事務職員等	1	1 (兼務)		必要な事務

(4) 営業日・サービス提供時間

営業日	営業時間
日曜日～土曜日(祝日を含む)	午前9時～午後6時

サービスの提供時間帯				
時間帯	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
実施(○印)	○	○	○	○

*サービスを提供する時間帯で料金が異なります。

*介護予防訪問介護は、通常時間帯に限らせていただきます。

(5) 通常の事業の実施地域

事業の実施地域	水戸市及び笠間市内
---------	-----------

*上記以外の地域でもご希望の方は、ご相談ください。

2 サービスの内容

	種類	内容
身体介護	食事介助	健康チェック、安全確認、準備、食事場所の環境整備、食事姿勢の確保、配膳、摂食介助、服薬介助、安楽姿勢の確保、気分の確認、後始末、他嚥下困難者のための流動食等の調理等
	入浴介助	清拭（全身清拭）、部分浴（手浴・足浴・洗髪）、全身浴、健康チェック、安全確認、準備（浴槽の清掃含）、移動、衣類の着脱、皮膚等の観察、身体を拭く・乾かす、後始末等
	排泄介助	トイレ利用、ポータブルトイレ利用、おむつ交換、健康チェック、安全確認、準備、移動、着脱衣、清潔介助、後始末、失禁・失敗への対応等
	起床・就寝介助	声掛け、起き上がりの介助、（更衣介助・身体整容・排泄介助）、寝具片付け、就寝準備、移動、気分の確認等
	身体整容 更衣介助	移動、座位確保、準備、整容（爪切り・耳掃除・髪の手入れ・簡単な化粧・歯磨き・顔拭き）、衣類の着脱、靴下の着脱、後始末等
	通院・外出介助	目的地に行くための準備、交通機関の乗降介助、移動介助、気分の確認、手続き、帰宅後の対応等
生活援助	買物等	日用品等の買物（内容の確認、品物・金銭の確認） 薬の受け取り ※預貯金の引出・預入は行いません。
	調理	一般的な調理、配膳・後片付けのみ
	掃除	居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し等、ベッドメイク等
	洗濯	洗濯、乾燥（物干し）等 洗濯物の取り入れ・収納、アイロンがけ等
<p><介護保険のサービスでは、次の行為はできませんので予めご了承ください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・ご家族のための洗濯・調理・買物・布団干し、ご本人の使用する居室以外の掃除 ・来客の応接（お茶や食事の手配） ・洗車、草むしりや植木の剪定、ペットの世話、家具の移動や模様替え、大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ、家屋の修理、正月や節句などの特別な料理等 		

*買物で必要となる現金については、「預り証」を発行の上、事前にお預かり致します。買物終了後、購入品領収証と釣銭を照合して返金しますので、お渡しした「預り証」をご返却いただきます。

3 利用料金

介護保険の適応がある場合は、原則として利用単位の合計に各種加算を乗じたものに対し介護保険負担割合（1割分・2割分・3割分）がお客様の負担額となります。

(1) 介護保険給付対象サービス

指定訪問介護サービスを提供した場合の通常の時間帯（8：00～18：00）での料金は次の通りです。

*生活援助中心型については、20分未満と1時間を超えるサービスは行いません。

身体介護	サービスに要する時間	単位数	生活援助	サービスに要する時間	単位数
	20分未満	163		20分以上 45分未満	179
	20分以上 30分未満	244		45分以上	220
	30分以上 1時間未満	387	の後の生活援助 の身体介護中心型	20分～45分	+65
	1時間以上 1時間30分未満	567		45分～70分	+130
	1時間30分以上(30分増す毎)	+82		70分～	+195

<加算について>

サービスを行なった場合、下記の加算が発生します。

特定事業所加算Ⅱ
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）

● 特定事業所加算Ⅱ

利用した訪問介護費の10%分に相当する金額の介護保険負担割合（1割分・2割分・3割分）を請求させていただきます。（介護保険給付介護サービスのみ）

● 介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ（Ⅰ24.5% Ⅱ22.4% Ⅲ18.2% Ⅳ14.5%）

利用した訪問介護費および加算サービス合計の24.5%（Ⅰの場合）分に相当する金額の介護保険負担割合（1割分・2割分・3割分）を請求させていただきます。

◎ 時間帯毎の割り増し料金について

通常時間帯（8：00～18：00）以外での料金について

サービスを行う場合には、利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の区分支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間(18：00～22:00)	上記の額に、1回につき25%加算します。
早朝(6：00～8：00)	上記の額に、1回につき25%加算します。
深夜(22：00～6：00)	上記の額に、1回につき50%加算します。

(2) 日常生活支援総合事業

対象者	基本報酬	単位
事業対象者 要支援1, 2	月に1回～12回まで 1回につき	287単位/回
	月に13回以上の場合 包括報酬	3,727単位/月

<加算について>

サービスを行なった場合、下記の加算が発生します。

介護職員等処遇改善加算（I～IV）

(3) 加算・減算について

●（介護保険給付サービスをご利用のお客様）

上記の単位に特定事業所加算Ⅱが加算された単位数に、介護職員等処遇改善加算が加算されます。上記の利用単位数までの単位に10.70乗じたもの（1単位＝10.70円として換算）の1割分がお客様の負担額となります。（2割の方は2割分・3割の方は3割分となります）

●（日常生活支援総合事業サービスをご利用のお客様）

上記の単位に介護職員等処遇改善加算が加算されます。上記の利用単位数までの単位に所定の値を乗じたもの（1単位＝水戸市：10.70円 笠間市：10.21円として換算）の1割分がお客様の負担額となります。（介護保険負担割合証が2割のお客様は2割分・3割のお客様は3割分となります）

● 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。

- アテンドハウス・ウエスト居住者へ対して指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。（正当な理由なく前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、居住者等に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、88に相当する単位数へ）
- 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で、通常の利用料金の2人分を頂きます。
 (例) 2人の訪問介護員でサービスを行う場合
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合
- 新規にご利用される方につきましては、初回利用月に200単位を加算させていただきます。
- 生活機能向上連携加算 I
 自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るためリハビリテーション専門職と連携した場合、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合1月に100単位加算させていただきます。
- お客様より、居宅サービス計画（ケアプラン）に計画されていない緊急のサービス依頼があり、ケアプランを作成した介護支援専門員が了解の上、必要な訪問介護サービスを提供した場合、1回につき100単位を加算させていただきます。
- 介護報酬単価の地域区分変更により、現在1円未満の単価設定（水戸市：5級地のため、1単位10.70円 笠間市：7級地のため、1単位10.21円）になっております。従いまして、利用料の計算については、各事業所およびサービスの利用料によって1円単位の誤差が発生する可能性があります。予め、ご了承ください。
- 介護保険適用での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、全額がお客様の自己負担となりますのでご相談ください。
- お客様がまだ要介護認定を受けていない場合や、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等によりお客様に直接介護保険給付が行われない（被保険者証に「支払い方法の変更の記載」あり）場合、利用料金全額を一旦お支払いいただきます。利用料金のお支払と引き換えに「サービス提供証明書」と「領収証」を発行いたします。この場合、お客様は、これを添えて居住地の市町村（保険者）に保険給付の申請を行ってください。後日、自己負担額を除く金額が当該市町村から払い戻されます（償還払い）。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

(4) 交通費

1の(5)の通常実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、事業所の自動車を使用した場合は、水戸市を越える地点から1kmあたり20円で交通費をいただきます。

(5) その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、お客様負担となります。生活援助の買物等で、近隣で目的の物が購入できずお客様の同意を得て、担当訪問介護員の車輛で出掛けた場合、1kmにつき20円をご負担いただきます。

4 請求とお支払の方法

前記3利用料金は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(ただし、本契約が終了した場合で、お客様に未払いの利用料がある場合には、2週間以内にお支払いいただきます。)

<p>ア. 下記指定口座へのお振込み</p> <p>筑波銀行 水戸営業部 普通預金 1061053</p> <p>社会福祉法人 北養会 訪問介護サービスセンター</p> <p>アテンドハウス・ウエスト 管理者 薄井 智美</p>
<p>イ. 金融機関口座からの自動振替</p> <p>この場合、別紙申込書でお申込みを頂いてから、最初の引落としまで2ヶ月ほど要します。その間は、アの方法でお支払ください。</p>

- * 入金確認後、領収証を発行させていただきます。
- * お支払いが滞り、利用契約書第17条により催告させていただいてもお支払いいただけない場合は、契約を解除させていただいた上で、未払い分をお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。
- * お客様のお支払い方法を、下記より選択ください。(該当記号を○で囲んでください)

お支払い方法	ア.お振込み	イ.自動振替
--------	--------	--------

5 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、お客様のご都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに当事業所にお知らせください。

- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をいただくことになります。ただし、お客様の病状の急変（救急搬送）など、突発的でやむを得ない事情がある場合は不要です。

利用時間 2 時間前までに連絡があった場合	無料
利用時間 2 時間未満～訪問時にキャンセルがあった場合	基本料金の 10%

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日をお客様に提示して協議します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

お客様相談常設窓口	窓口責任者 小澤 弘子 ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話 029-303-2005
お客様相談窓口	茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談口 ご利用時間 9:00～16:00（月曜～金曜） ご利用方法 電話 029-301-1565
	茨城県運営適正化委員会 （社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会） ご利用時間 9:00～17:00（月曜～金曜） ご利用方法 電話 029-305-7193
	水戸市介護保険課 ご利用方法 電話 029-297-1018
	笠間市高齢福祉課 ご利用方法 電話 0296-77-1101
苦情解決責任者	アテンドハウス・ウエスト 管理者 薄井 智美
第三者委員	監事 小田倉 京子 評議員 照山 充子
提供するサービスの第三者評価の実施状況	実施なし

7 緊急時及び事故等における対応方法

サービス提供中に病状の急変など緊急事態が生じた時は、速やかに主治医・救急隊・緊急連絡先（ご家族）、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、当該事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、5年間保存します。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、利用契約書第23条に基づき速やかに損害を賠償します。

主治医	病院名 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急連絡先 (ご家族等)	氏名	
	住所	
	電話番号	

8 その他

● 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害が発生した場合に必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修等も実施しています。

● 虐待防止の為の取り組み

虐待の発生又はその再発を防止する為、対策検討委員会の開催、虐待の指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。

● 身体拘束廃止の為の取り組み

身体的拘束等の適正化の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講じます。

9 法人の概要

名 称	社会福祉法人 北養会	
代表者	理事長 大久保 泰子	
本部所在地	水戸市東原 3-2-7	
法人他事業	老人保健施設	くるみ館（水戸市） はなみずき（水戸市）
	ケアハウス	あんず館（水戸市）
	介護老人福祉施設	北勝園（ひたちなか市）
	介護老人福祉施設	もみじ館（水戸市）
	介護老人福祉施設	さくら館（荒川区）
	介護老人福祉施設	長生園（水戸市）
	介護老人福祉施設	もくせい（水戸市）
	コミュニティーガーデンつくば	（つくば市）
	救護施設	もくせい（水戸市）
	養護老人ホーム	みなと館（ひたちなか市）
	認可保育所	スワン保育園（水戸市 2 か所・つくば市）
	いばらき中央福祉専門学校	
	医療専門学校 水戸メディカルカレッジ（水戸市）	
関連事業	医療法人社団北水会 北水会記念病院（水戸市） スイコウ北クリニック・南クリニック（水戸市） 北水会みずえクリニック（江戸川区） アシステッド・ヴィラ かわわだ（水戸市） 在宅療養包括サポート施設 アテンドハウス（水戸市）	
	株式会社 ケアレジデンス 水戸本館・水戸新館・水戸元吉田館（水戸市） 東京アネックス・別館（江戸川区）	
	株式会社 ミカ（介護用品販売／レンタル） 株式会社 スイコウアセット	
介護保険	居宅介護支援事業	14ヶ所
在宅関連事業 (当法人含)	訪問介護	6ヶ所
	訪問看護	2ヶ所
	訪問リハビリテーション	3ヶ所
	通所介護	25ヶ所
	通所リハビリテーション	3ヶ所

以上、訪問介護サービスセンター アテンドハウス・ウエストの訪問介護をご利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

説 明 者 :

令和 年 月 日

利用者 (甲)

住 所

氏 名

(甲) の代理人

住 所

氏 名

事業者 (乙)

住 所 茨城県水戸市東原 3-2-12

氏 名 社会福祉法人 北養会
理事長 大久保 泰子
訪問介護サービスセンター
アテンドハウス・ウエスト
管理者 薄井 智美

